

愛媛銀行グループ人権方針

愛媛銀行グループ（以下、当行グループ）は、地域の産業と人々の暮らしを支えていくことを使命としております。その使命のもとに、すべての事業活動で人権尊重責任を果たすことを約束し、役職員、お客様、サプライヤー等、多様なステークホルダーに向けて明確に示し、実現に向けて取り組んでいきます。

1. 国際規範の尊重

当行グループは「世界人権宣言」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な人権基準を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、当行グループのすべての役職員に適用されます。また、お客さまやサプライヤー等、あらゆるステークホルダーに対しても本方針に定める趣旨を理解し、配慮していただくことを期待します。

3. 人権尊重責任

当行グループは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令と国際的な人権の原則の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

4. 教育

当行グループは、人権に関する正しい理解と、本方針の理解浸透のために、役職員に対して適切な教育を実施します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

当行グループの事業活動において、差別・人権侵害・ハラスメントの排除および安全で健康的な労働環境を目指します。人権に対する負の影響の特定・評価や、その防止・軽減、取り組みの実効性のモニタリング、説明責任の履行といった人権デュー・ディリジェンスを実施し、本方針の実現に向けて取り組んでまいります。

6. 救済

当行グループは、役職員や提供する商品・サービスが人権への負の影響を引き起こし、または助長していることが明らかになった場合には、その救済に向けて適切に対応します。また、役職員に対しては、ホットラインや相談窓口を設けており、救済に向けて適切に対応します。

7. 管理体制

本方針は、経営陣を含む当行グループ全体で承認されており、行内外の専門的な情報・知見を参照した上で策定されました。本方針策定後も、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会において、必要に応じた見直しを行い、取締役会の監督のもと、改善と向上に取り組まします。

以上